

見積参加希望者 各位

(盛岡市の本社を有する「消防防災・保安用具類」-「保安用具」の有資格者)

盛岡市上下水道事業管理者 浅 沼 秀 一

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得(以下「心得」という。)を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

1 随意契約見積対象事項

- (1) 件名 墜落制止用器具(安全ブロック)の購入
- (2) 仕様等 別添仕様書のとおり
- (3) 納入場所 盛岡市加賀野字桜山 86 盛岡市上下水道局新庄浄水場 2 階新庄浄水場事務室
- (4) 納入期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 12 月 21 日(月)まで

2 契約条項を示す場所

盛岡市上下水道局新庄浄水場

3 見積書提出の日時及び場所

- (1) 令和 8 年 10 月 21 日(水) 10 時 00 分から 14 時 00 分まで
(ただし、12 時 00 分から 13 時 00 分までを除く。)
- (2) 盛岡市加賀野字桜山 86 盛岡市上下水道局新庄浄水場 2 階新庄浄水場事務室
執行即時開封

4 見積書の提出方法

- (1) 見積書は、3(1)の日時に 3(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。
郵便又は電話による見積は、認めない。

5 契約書作成の要否

否

6 その他

(1) 見積回数

2 回までとする。(ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。)
なお、再度の見積にあたっては、見積人に見積書提出期限等をファックスで通知する。(無効となった場合も含む)

(2) 見積書

見積書は心得第 7 第 1 項によるものとし 一括総額 で作成すること。決定も 一括総額 とする。
なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第9に該当する見積は無効とする。

(4) 見積の辞退

心得第11第2項の規定により、文書で辞退届を提出すること。

(5) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和8年10月16日(金) 15時までに電子メール又は文書（ファックス可）により盛岡市上下水道局新庄浄水場あて提出すること。回答は、見積対象業者（ただし、既に辞退届を提出した者を除く。）にファックスで令和8年10月19日（月）までに回答する。

電子メールアドレス jousui@city.morioka.iwate.jp

盛岡市上下水道局浄水課新庄浄水場 Tel/FAX 019-651-5048